

例会報告—近現代史部会

「大正期大阪における都市部落の労働—生活過程について」

はじめに

部落解放研究所の近現代史部会では、この間できるだけ広汎な研究者から、近現代部落史に関する実証的な報告をお願いしてきた。昨年夏の第五回全国部落解放研究者集会では「大阪『部落台帳』の分析」を報告を用意したのもそうだし、長崎部落史研究所から同研究所の紀要にもとづいて「近代の被差別部落」のテーマで報告をお願いした。あわせて津田潔先生には、近代の部落史研究文献目録の編集作業を通して見た「研究情況と課題」について、これまでに二回定例の部会で御報告を願ひ、研究所会員の共通の認識にしようとしてきている。

以上のような問題意識にもとづいて、四月の例会では福原宏幸氏（大阪市立大学経済学大学院生）に、「大正期大阪における都市部落の労働—生活過程について—西浜地区を中心に—」のテーマで報告を受けた。

当日の同氏の報告および討論の骨子は、次の通りである。

一、福原報告の骨子

①、人口増と居住地域の拡大について
まず報告によれば、近代の西浜地区の人口は、顕著な増加を示している。しかも、西浜地区の「核」となっている旧渡辺村の人口が漸増ないし時代によっては減少さえ

しているのにたいし、周辺の木津北島地域の人口の増加はより一層顕著である（表1）。近代の西浜地区はこの両地区によって形成されており、近世の渡辺村とは一致しない。これは近代における部落の新しい姿を示している。

しかもこの人口増の要因は、報告にもあつたように社会増と考えられる。近世においても、被差別部落の人口増が、周辺の一般村落や本村よりも大きいことは、すでによく知られているが、その主たる要因は自然増とされている。同じ現象（周辺地域に比して、著しい人口増）でも、近世と近代では、その要因が違い、同一には論じられない例である。

同じ傾向は、すでに『部落台帳』の分析

表1 西浜地区の戸数・人口

	西 浜		木津北島町		合 計		
	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口	
1879	1,500	4,800					
1889		6,286					
1896		5,172					
1900	1,335	4,359	900	2,858	2,235	7,219	
1910	1,442	5,215	1,338	5,183	2,780	10,398	
1915	(A)	1,315	3,785	1,362	4,109	2,677	7,894
	(B)	882	3,128	1,781	7,832	2,663	10,960
1917	(A)	1,263	5,126	1,574	7,259	2,837	12,385
	(B)	1,120	5,205	2,001	9,041	3,121	14,246
1920	1,176	5,680	2,182	10,421	3,358	16,101	
1925	1,150	5,734	2,275	11,037	3,425	16,771	
1930	1,064	5,441	2,325	11,520	3,389	16,961	
1935	1,088	5,727	2,699	13,689	3,787	19,416	
1936	1,165	5,603	1,814	11,869	2,979	17,472	

(出所) 1879年度の数値は、「大阪日報」明治12年2月14日、栄小学校編「栄小学校編年紀」11)、1973年25ページによる。1889年、1896年のそれは川端直正「浪速区史」1957年46ページによる。1900年、1915年(A)、1917年(A)は「大阪市統計書」各年版による。1910年は大阪市役所「大阪市人口統計書」1910年による。1915年(B)、1917年(B)は大阪府救済課「部落台帳」1918年による。1920年、1925年、1930年、1935年は、大阪市役所「大阪市国勢調査報告書」各年版による。1936年は中央融和事業協会「全国部落調査」1936年による。

によっても、大阪市内・東成郡・西成郡の都市及び都市近郊各部落において確認されている。ただし、同じ大阪の被差別部落であっても、三島・豊能・南河内・中河内・北河内・泉北・泉南郡の農村部落を中心とした地域では社会減となっている傾向にあり、一様ではない。

居住地域が近代にはいつて拡大していく例は、他の部落でもみられる。たとえば泉北郡南王子村の例をとると、ここでもすでに明治期から隣村への人口の流出がみられ、一九三二年には村域を変更して行政区としての南王子村も拡大するが、その後戦後にいたるまで居住地域の拡大はとまっていな。

すなわち、今日いうところの被差別部落(あるいは行政的に同和事業の対象とされている地域)は、たしかに近世の旧「えた」村を「核」としながら、厳密に言えばそれとは同一ではない。

同様のことは、被差別部落に現在住む住民についても言える。現在の部落住民が旧「えた」の子孫を「核」としながら、やはりすべてがそなたとらうわけではない。場

合によつては、旧来の「えた」の子孫でもなく、被差別部落に住んでいるわけでもないにもかかわらず、部落問題と取組んでいるために、差別を受ける場合さえおこる。このような、近代以降の「被差別部落」「部落民」「部落差別」をどのように規定するか、それ自体きわめて大きな問題である。

ただし、今回の報告が対象としていた大正期においては、また部落外からの流入は数が少ない。一九二一年の「部落二関スル諸統計」によれば、大阪の場合部落外からの流入はまだ〇・八%にすぎず、西浜地区への流入の大多数は、大阪府下ないしは近畿各府県の部落からの流入とみななければならない。おそらくは、この時期、西浜地区を一つの中心として、大阪府・近畿全域から様々な形で人口の移動がおこっていただろう。その姿を明らかにすることも、大事な研究テーマだという指摘もあった。

② 職業構成について

さて、西浜地区の職業構成は、報告によれば表2の通りである。特徴的なことは、

「皮革産業及び関連職種」が三分の一以上(三・五・五%)を占めていることである。その内容をもう少し具体的にあげれば皮革製造業主と各種職工(皮革職人、皮打抜職、染職、毛染分職、獣毛取扱職など)および皮革商、屠革商などである。

いうまでもなく、西浜地区は近世から諸国の皮革の集荷・加工・販売の一大生産地として発展していた。近代の職業構成も、こうした歴史性を色濃く反映している。ただし同時期、皮革関連の職種にその部落の三分の一以上が従事しているという部落は大阪の他の地域に例はなく、西浜地区に個有の特色である。

ついで多いのは、履物修繕業等の雑業、皮革と関連する靴製造及び販売で、それぞれ一七・五%、一五・〇%を占める。のちの討論でも議論になったが、履物修繕や靴製造という職種は、近世にもなかったわけではないだろうが、それが生活を支える仕事として成立つのは、近代にはいつてからであらう。

同様のことは、靴以外の履物、仲仕等の力役・雑業についてもいえる。農村の副業

表2 西浜地区の就業者の職業構成 (1917年)

	西 浜		木津北島町		合 計		
	男	女	男	女	男 (%)	女 (%)	計 (%)
皮革産業及び関連職種	522	173	747	260	1,269 (36.8)	433 (32.2)	1,702 (35.5)
皮革業及び関連職種	26	16	37	12	63 (1.8)	28 (3.1)	91 (1.9)
靴製造及び販売業	213	74	354	80	567 (16.4)	154 (11.4)	721 (15.0)
靴以外の履物製造・販売業	74	50	194	132	268 (7.8)	182 (13.5)	450 (9.4)
履物修繕などの雑業	228	143	362	108	590 (17.1)	251 (18.6)	841 (17.5)
仲仕などの力役	107	45	205	65	312 (9.0)	110 (8.2)	422 (8.8)
生活必需品販売業	60	34	72	27	132 (3.8)	61 (4.5)	193 (4.0)
其 他 の 高 業	29	21	42	7	71 (2.1)	28 (2.1)	99 (2.1)
皮革・皮革・履物以外の工業	24	6	111	65	135 (3.9)	71 (5.3)	206 (4.3)
其 他 の 有 業 者	16	7	21	9	37 (1.1)	16 (1.2)	53 (1.1)
無 職	6	12	—	—	6 (0.2)	12 (0.9)	18 (0.4)
合 計	1,305	581	2,145	765	3,450 (100)	1,346 (100)	4,796 (100)

(出所) 大阪府経済課「部落名帳」, 1918年、西浜・木津北島町の職業調査より作成。

である業細工、縫製などでも同様である。その発生や形態は非近代的であつても、成立や機能においては、いずれも近代的である。

③ 皮革産業

報告によれば、二十世紀にはいると、すでに皮革産業は大資本が確立し、西浜地区の地位は相対的に低下している。とはいえ、なお数十万の資産を有する業者、商人が多かった。すなわち、西浜地区では新田帯革が頂点に立ち、皮革の流通を通して地域を支配し、その下に五大高利貸資本が位置し、中間層として仲介業者、原料卸商問屋、マネジ経営の工場主が存在し、下層に製革職人、靴職人、靴直しが多数存在していた。

ただし皮革業主は旧渡辺村に集中し、近代になって拡大した木津北島地域には存在しない。逆に、職人の大多数は木津北島地域に集中していた。

なお、西浜地区周辺には、日本皮革大阪工場と新田帯革の二つの大企業があつた。前者は、西浜地区から多くの職工を採用し

ていたが、後者は西浜をはじめとする被差別部落出身者は一名もいなかったという。

新田帯革の創始者、新田長次郎は愛媛県の被差別部落の出身で、藤田組などで奉公し、新田帯革を創業する。慈善事業にも積極的で、私立の有隣小学校を設立したことも有名である。また、いわゆる「日本の経営」の推進者としても、現在では注目されている。その新田が、なぜ被差別部落からの労働者を採用しなかったのか。当時、南海高野線の芦原町駅は朝夕とも新田帯革に通う職工でこったがえしていたというが、それではこうした職工はどこから通勤していたのか、多くの未解明の課題が残っている。

④ 履物製造など

履物製造及び修繕業については、西浜地区では皮革をその一部として使用する花緒や雪駄職人が多く、下駄職人は少ない。またその履物製造は問屋制家内工業で、生活水準は低い。

履物修理はなお一層生活が不安定で、天候にも左右されやすかつた。業者といつて

も、原料購入の資本があるわけではなく、「失業、貧なる」状況であつた。

⑤ 力役・雑業など

西浜地区のように都市型の大部落の場合、全体として増加傾向にあるのが「力役・雑業」である。ここであらう「力役」とは、仲仕・日雇い・手伝い・車夫・衛生人夫・土方などをさし、「雑業」とは下駄直しを中心に駄菓子商・煮売屋・青物行商・古物商・拾物商などである。これらも、木津北島地域に多い(表3)。

西浜地区では、伝統的に大規模な皮革産業があつたため、流入者の多くは皮革産業に従事した。だが、この産業部門の労働市場に参入できなかった人々は、他に職業を求めざるを得ない。だが、差別は部落出身者が一般的に職種につくことを許さない。結果として力役・雑業へ。ここでは、都市下層社会居住者との競合関係にはいる。

⑥ 一般的職種

西浜地区の職業構成をみる上でも、一

表4 履物製造業及び皮革・履物以外の工業の職業構成（1917年）

	西 浜		北 島 町		合 計		
	男	女	男	女	男	女	計
鼻 緒 職	36	23	57	74	93	97	190
雪 駄 職	11	5	50	10	61	15	76
麻 裏 職	5	11	49	9	54	20	74
下 駄 表 職			20	31	20	31	51
鼻緒商・下駄商など	14		18	2	32	2	34
同家族従業者	8	11		6	8	17	25
(小計Ⅰ)	(74)	(50)	(194)	(132)	(268)	(182)	(450)
鉄工職・機械職工など	5		13	7	18	7	25
電燈会社職工			7	2	7	2	9
煉瓦職工			13	5	13	5	18
紡績職工			2	5	2	5	7
線打職			5		5		5
印刷・製本職工	2		10	8	12	8	20
煙草専売局職工			3	17	3	17	20
マッチ職			7	12	7	12	19
ガラス職	1		5		6		6
その他職工			8	3	8	3	11
(小計Ⅱ)	(8)	(0)	(73)	(59)	(81)	(59)	(140)
大工・洗張など自営業	16	6	38	6	54	12	66

(出所) 大阪府救済課、前掲書、西浜・木津北島町の職業調の項より作成。

表3 西浜地区雑業・力役の就業構成（1917年）

	西 浜		北 島 町		合 計		
	男	女	男	女	男	女	計
下駄直し靴直し	162	59	257	37	419	96	515
按 摩	18	13	17	16	35	29	64
駄菓子商	13	16	11	11	24	27	51
煮売屋	13	15	8	7	21	22	43
青物など行商	9	5	14	11	23	16	39
屑物行商	8	9	5	8	13	17	30
古物商			23	5	23	5	28
手仕事	1	25			1	25	26
拾物稼			14	7	14	7	21
その他雑業	4	1	13	6	17	7	24
(雑業・小計)	(228)	(143)	(362)	(108)	(590)	(251)	(841)
仲 仕	58	21	72	25	130	46	176
日 稼	12	14	33	11	45	25	70
手 伝	3		41	22	44	22	66
車 夫	25	9	25	3	50	12	62
衛生人夫	2		17	3	19	3	22
土 方	2		13		15		15
その他力役	5	1	4	1	9	2	11
(力役・小計)	(107)	(45)	(205)	(65)	(312)	(110)	(422)
合 計	335	188	567	173	902	361	1,263

(出所) 大阪府救済課「部落台帳」1918年、西浜・木津北島町の職業調の項より作成。

注目されることは、その絶対数はまだまだ少ないとはいえ、鉄工・金属・紡績・印刷・タバコ・マッチ・ガラス職工といった、いわゆる一般的職種がかなり出てきていることである。これも木津北島地域に多い(表4の通り)。地区内で就職する内部労働「色」であった被差別部落から、外部労働が生まれかけていたことを示している。だがこうした職業への従事が差別的状況からの脱出を意味するとは必ずしも断言できない。タバコ、マッチ等の工場では低賃金の児童労働が多く、スラム居住者も多かった。ガラス工場には多くの朝鮮人が低賃金で雇用されていた。これらのことからいえることは、一般的職種といってもきわめて低賃金で労働条件が悪く、スラム居住者、朝鮮人に対してと同様に部落住民にも差別はつきまわったということであろう。

⑦ 小総括

以上のような労働過程の分析の後に生活過程にも分析を加え、(一)階層分解と生活環境、(二)教育、(三)地域生活と米騒動、(四)部落改善事業と水平社の設立、について報告

し、次のようにまとめた。

- 西浜皮革産業は、皮革大企業とくに新田帯革との相互依存関係にはいり、他方で豊富な労働力、特に単身の若年者を利用して存続、そこでの労働関係は、家父長的労働関係である。
- 他方、皮革産業労働市場に参入できなかった人々——特に挙家難村の人々——は力役・雑業へ。しかも、こうした職業への従事者は増加傾向にある。
- 西浜皮革産業における生産構造は、西浜の北島町に対する地域支配関係に反映し、他方、北島町には西浜に比べ力役・雑業従事者が多かった。
- ここにおいて、西浜地区とくに北島町は、スラムの様相を帯びてゆく。労働過程におけるこれらの展開は生活過程にも新たな問題をなげかける。
- 力役・雑業への従事者の増加は、北浜地区での階層分解を一層強め、貧困層がとりわけ北島町に滞留していく。
- ここでは、独自の生活共同体的なあり方が形成され、地方からの流入者を受け入れるシステム——地縁的ならびに同一所

- 得階層間の隣保相扶——が形成されつつあった。(一)生活過程レベルでの流入者の受け入れシステム)
- ここにおいて、農村部落から都市部落西浜への人口流入は、労働過程を通じてのそれだけでなく、むしろ生活過程を通じての人の流入が強まる。
- こうした従来の共同体構造の変化・流入者の受入れシステムの变化は、一方で有力者層に対して生活過程にまで広がった地域住民の生活水準の是正、統合策を実施させ、他方で富裕階層、有力者層に対抗的な水平社の設立をみた。
- 形成されつつあった生活過程レベルでの共同体、そして農村部落と都市部落西浜地区との生活過程を通じた人口流入関係は、さらに労働過程のあり方をも逆に規定していくことになる。すなわち、皮革産業の労働市場はすでに飽和状態であり、新たな流入者には最低限の生活水準維持のための労働しか開放されていず、力役・雑業を中心とする底辺労働市場に参入せざるをえない。

二、近代の部落問題をめぐって

めぐって

今回の報告を、私見をまじえながらまとめると、次のようになると思う。

近代の西浜地区は、「解放令」以後もなお全国の皮革産業の中心地として経済的発展をとげ、製靴業も盛んになる。

しかし、政商からのしあがった大企業の胎頭によって、西浜地区内部からは大企業は形成されず、地区では広汎な親方層と職人層(それは、家父長的な隷属関係にある)が存在し、そのうえに五大高利貸資本がそびえたち、中小の産業資本がいた。大企業としては、西浜地区に隣接していた日本皮革大阪工場に唯一、職人として採用されているが、新田帯革には一人も採用されていない。

ところで、西浜地区は近代において拡大している。第一には旧渡辺村内部での人口増加、第二には府下ないし近畿一円の部落からの大量の人口流入がおこる。その結果、すでに一九世紀末から、旧渡辺村に隣接する木津北島地域にまで部落民の居住地

域が広がり、近世の「エタ」村とは違う、近代の被差別部落・西浜地区が形成されていく。

西浜地区の人口吸収要因としては、①広汎な皮革関連産業の存在、②大都市特有の力役・雑業の可能性、排出要因としては、①資本主義発展にもなう部落農民層の分解、②近郊の部落における人口の増大(自然増プラス社会増)による流出、③近郊の部落の生活を支えていた副業(たとえば表、花菱など)の衰退などが指摘できる。

しかもこの間、西浜地区における皮革職工の数は増加しておらず、現実には一層の力役・雑業の増加(それは、木津北島地域の人口増に比例する)となり、被差別部落がよりスラム的な様相を示すようになる。即、その機能において、他の都市下層社会との競合関係がおこり、被差別部落への差別意識として貧困にもとづく意識が強まる。それは、近代に個有的問題である。

西浜地区において、近代においてもなお多くが皮革関連産業に従事せざるをえなかったのは、旧身分への差別意識、職業への偏見が他の職種への進出を阻んだからであ

る。しかも、日本資本主義の独自の(国家資本主義としての)発展の下では、自生的な大規模な企業化の道をとぎし(したがって賃労働者への転化を弱め)、一部の部落外の資本への地域ぐるみの従属、大資本による搾取により相対的に窮乏化を強める。

だが一方で、資本主義の発展によって、この時期にはいまだ少数かつ限られた職種だったとはいえ、マッチ、紡績等の職工層が形成されていくことは、新しい問題を提起する。すなわち、労働者のなかに部落問題が投げこまれていくことになる。

水平社が創立されるとともに、労働者内部の差別事件がたびたび糾弾される。それは、日本の労働者階級がもつ差別観念の根強さを示すものであったが、同時に労働者階級のまえにはじめて本格的に部落問題が提起された証書でもあった。差別事件がおこったことは悲しい。しかし、部落問題が労働者階級にとって避けて通れない問題であること、みずからの労働条件や差別待遇と深くかかわっていることを、それは示していた。それが差別事件として現われてくるのは、そこに解決すべき矛盾があるこ

と、矛盾を解決することによって利害の一致をはかるべき客観的な条件があること、すなわち部落問題の解決が労働者階級みずからの課題であることを示していた。

社会的には、大量の（とくに木津北島地域への）人口の流入によって、旧来の皮革産業を基礎とする支配・被支配の關係がゆるみ、旧秩序にとられない新しい勢力・人間關係が生まれる。のちに西浜地区に組織された三つの水平社は、いずれも木津北島地域に、しかも和歌山、兵庫、奈良などの流入者を中心に結成されたし、全国水平社の本部も同地域へ置かれた。水平運動も、資本主義発展の必然の産物であった。

以上の報告内容からもわかるように、大正期の西浜地区の変ぼうを資本主義の発展のなかで位置づけることが可能であり、今後の近代における部落史の研究にとって、重要な視点が提起された。本報告を紹介しているのも、その理由による。

西浜地区それ自体、数少ない、典型的な都市部落であり、また皮革産業の比重が他の地域において例をみないほど大きいという意味で、特異な例である。特異ではある

が、日本資本主義の波をもつともまともに受けたという意味では、普遍的な意義をもつ。そしてどこの部落の場合でも、それぞれ他の地域とは違う独特の形態であらわれている中に、法則が貫徹していくわけである。その法則とは、抽象的にいえば日本資本主義の発展である。

当日の報告では、この大正期の変化を「伝統的差別から資本主義的差別へ」と規定したことに對しては異論が出た。たしかにその本質において「伝統的差別から資本主義的差別へ」と転化したというのであれば、それは大正期を待たず、「解放令」によって画期となるだろう。またこの両者は、近代を通しての部落差別の二側面を示す特徴であって、大正期個々の二側面ではない。「伝統的差別」の側面は、今日でも形を変えながら残っているから、今日の部落差別も「伝統的差別」といえなくはない。しかしそれだけでは、近世と近代の相違も、近代の各段階における特徴、現代の部落差別の特徴も、なにもわからなくなる。問題は、その両者が各時代にどのようなからみ合い、時代ごとにどんな課題、新

しい矛盾となっていたか、である。

報告は、次のようにまとめられていた。「これまでは、被差別部落としての西浜地区が産業別に分断化された閉鎖的な労働市場に對応することで、西浜の共同体は維持された。しかし近代になって、とくに大正期に至って、都市部落は一般労働市場に對応せざるをえなくなる。ただし、一般社会は、差別意識にもとづいて、部落民を閉鎖的に底辺労働市場におしこめる。このことは、部落が労働の場で、次第に一般社会（＝資本主義社会）に包摂されていくことを意味する」。つまり、報告者は、「解放令」以降の西浜地区の変ぼうのうち、労働市場における変化を抽出し、これを大正期の特徴と規定している。このように、近代における被差別部落の変ぼうを、客観的な事実と則していくつかに時代区分し、それぞれの時代に個有な問題、個有の矛盾を明らかにしていくことが求められている。

なお本報告は、玉井金五・杉原薫編『大正期大阪におけるインフォーマル・セクター』（仮称）の第三章として出版される予定である。（文責 事務局・渡辺俊雄）